

(資料-10-1) 玄海海上温泉パレアの設置及び管理に関する条例

○玄海海上温泉パレアの設置及び管理に関する条例

平成15年12月12日

条例第21号

改正 平成18年1月31日条例第1号

平成18年3月22日条例第2号

平成26年3月26日条例第7号

平成29年9月14日条例第17号

令和2年8月21日条例第23号

(設置)

第1条 温泉を利用した観光福祉・レクリエーション施設の拠点として、また、地域住民の健康、福祉の増進と地域の活性化を図るため、玄海海上温泉パレア(以下「パレア」という。)を設置する。

(位置)

第2条 パレアの位置は、玄海町大字石田字津賀根1369番地3とする。

(施設の管理)

第3条 パレアの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) パレアの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収、利用料金の還付その他利用料金の徴収に関連する業務
- (2) パレアの施設、設備及び備品の維持管理並びに修繕に関する業務
- (3) 温泉水の泉源の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、パレアの運営に関する業務のうち、町長が必要と認める業務

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者がパレアの管理を行う期間は、5年以内とする。ただし、指定期間満了後の再指定を妨げない。

(平18条例1・平29条例17・令2条例23・一部改正)

(開館時間)

(資料-10-1) 玄海海上温泉パレアの設置及び管理に関する条例

第6条 パレアの開館時間は、午前10時から午後10時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、町長の承認を得てこれを変更することができる。

(平18条例2・旧第11条繰上)

(休館日)

第7条 パレアの休館日は、町長の承認を得て指定管理者が定める。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特別な理由があるとき、町長の承認を得てこれを変更することができる。

(平18条例2・旧第12条繰上・一部改正、平29条例17・一部改正)

(利用の制限)

第8条 指定管理者は、利用者が次の各号に該当するときは、利用を制限し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設又はその附属設備をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (5) 公益上又は管理上、支障があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、パレアの管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により利用を制限し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第6号に該当する場合は、この限りでない。

(平18条例2・旧第13条繰上)

(原状回復義務)

第9条 利用者は、その利用が終わったとき、又は前条第1項の規定により利用を制限し、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(平18条例2・旧第14条繰上・一部改正)

(利用料金)

第10条 利用者は、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。

2 パレアの利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

(資料-10-1) 玄海海上温泉パレアの設置及び管理に関する条例

3 町長は、指定管理者に前項の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(平18条例2・旧第15条繰上)

(利用料金の還付)

第11条 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由によりパレアを利用できないときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(平18条例2・旧第16条繰上)

(損害賠償)

第12条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失によりパレアの施設、設備及び器具等をき損し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(平18条例2・旧第18条繰上)

(規則への委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

(平18条例2・旧第19条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例中第3条、第5条から第7条まで及び第15条第2項の規定は公布の日から、その他の規定は平成16年4月1日から施行する。

(玄海町福祉センター設置条例の廃止)

2 玄海町福祉センター設置条例(昭和55年玄海町条例第10号)は、平成16年3月31日をもって廃止する。

附 則(平成18年1月31日条例第1号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の玄海海上温泉パレアの設置及び管理に関する条例の規定は、平成18年4月1日以後指定する指定管理者について適用し、それ以前に指定した指定管理者については、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月22日条例第2号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月26日条例第7号)

(資料-10-1) 玄海海上温泉パレアの設置及び管理に関する条例

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年9月14日条例第17号)

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

附 則(令和2年8月21日条例第23号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第10条関係)

(平26条例7・全改・令2条例23・一部改正)

玄海海上温泉パレア利用料金設定基準

区分		金額	
入浴料(入湯税を含む。)		1人1日	700円以下
プール		1人1日	700円以下
プール指導		1人1月	7,000円以下
トレーニング室		1人1日	500円以下
アロマテラピー		1回50分	2,000円以下
家族風呂		基本料金(50分以内)	700円以下
		延長料金(30分ごとに)	1,200円以下
個室(和室)		基本料金(50分以内)	600円以下
		延長料金(30分ごとに)	1,200円以下
大研修室	分割利用(1部屋)	基本料金(3時間以内)	600円以下
		延長料金(1時間ごとに)	3,600円以下
	一括利用	基本料金(3時間以内)	1,200円以下
		延長料金(1時間ごとに)	700円以下

備考

- 1 家族風呂を利用する場合は、別途入浴料を加算する。
- 2 利用料金は、消費税を含む。